

## 新型コロナウイルスへの対応について〔第10版〕

新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、一部、改定いたします。最近は、会食が原因で新型コロナウイルスに感染するケースが、各地で発生しています。

学生の皆さんは、これまで以上に、一人一人が自覚と責任感を持って、新型コロナウイルスに感染しない、感染させない行動を徹底してください。

### 1 感染予防について

学生の皆さんは、新型コロナウイルスへの感染を防止するために、引き続き、以下の各点に留意してください。

- (1) 登校前には検温を行い、発熱や風邪のような症状がある場合は登校せず、自宅等で静養してください。
- (2) マスク着用、咳エチケットの徹底、授業前後の石けん等による手洗いを必ず行ってください。
- (3) 授業での座席は、原則として、一つ席を空けて着席してください。
- (4) 近距離での会話や大声での発声を控えてください。
- (5) 学生食堂や学生ホールをはじめとする学内施設を利用する場合は、密にならないように注意してください。
- (6) 学外においては可能な限り人混みを避け、濃厚な接触が避けられない形式でのイベントへの参加、友人・知人等との会食等、不要不急の外出は厳に慎んでください。
- (7) 免疫力を落とさないため、十分な睡眠、適度な運動を行い、バランスのよい食事に心がけてください。
- (8) 県外への移動（就職活動等）に制限は設けません。ただし、感染が流行している地域への移動は、なるべく控えてください。
- (9) 特に感染拡大が懸念されている首都圏4都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道、愛知県、大阪府、沖縄県へ出向いた学生は、帰鹿した日から1週間、出席を停止し自宅待機とします。
- (10) 移動する場合は、感染防止策に万全を期してください。その場合でも、繁華街への立ち入りは厳に慎んでください。
- (11) 全ての国・地域への渡航は、当面の間、禁止します。

### 2 感染症予防に対応した環境の保持について

感染症予防に対応した学内環境の保持については、次のとおりとします。

- (1) 各建物の入り口等にアルコール消毒液を設置します。
- (2) 授業の前後に必ず石けん等による手洗いを行ってください。
- (3) 教室等の換気を常に心がけて、適切な衛生状況で授業を行える環境を保持します。
- (4) 図書館・情報処理教室・学食・学生ホール・サークル部室・ピアノレッスン室等の使用

- に関しては、それぞれの施設に応じて適切な使用ルールを定めます。
- (5) スクールバスの運行についても、感染が広がらないよう配慮します。

### 3 学友会行事等の開催における対応について

- (1) 学友会行事等の開催については、実施の必要性について検討し、可能な限り中止又は延期としてください。開催する場合は学生課に相談のうえ、十分な感染防止の措置をとって実施してください。
- (2) 行事等で首都圏4都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道、愛知県、大阪府、沖縄県から講師等を招聘する場合、来鹿前の一週間は健康観察を行い、その状況報告を求め、問題がない場合は許可することとします。また、当日は来学後、本人の健康状態を確認（検温等）することとします。

### 4 授業における対応について

#### (1) 平常の授業における対応について

- ① 教室等の換気を常に心がけて、適切な衛生状況で授業を行える環境を保持します。
- ② 受講する学生間に一定の距離が保たれるように、一つ席を空けて着席してください。
- ③ 学生・教員ともに、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ④ 教室の出入、廊下などの歩行においては、濃厚接触が起きないように注意してください。

#### (2) 感染者が発生した場合の授業における対応について

本学の関係者より新型コロナウイルスの感染者が出た場合の授業実施の判断については、次のとおりとします。

##### 【学生が感染した場合】

- ① 感染した学生の出席を一定期間停止するとともに、感染した学生が受講していた授業については一定期間授業を停止し、その後の授業の継続については、関係機関（国及び県関係機関・保健所等）と協議し判断します。
- ② 学生間の感染が著しく拡大された状況に至った場合は、関係機関（国及び県関係機関・保健所等）と協議し、休講及び休校を判断します。

##### 【教職員が感染した場合】

- ① 教職員が感染した場合には、当該教職員の担当科目を休講とし、その他の科目については教室内の適切な衛生環境を保持したうえで実施します。また、休講となった授業については、補講・課題の活用等により、必要な講義内容の提供を保障するよう配慮します。
- ② 事務局職員が感染した場合には、当該部局の業務継続の可能性を判断し、業務継続が不可能と判断した場合は、当該部局の業務を停止します。
- ③ 感染者が教職員全体に広がり、授業及び事務局の業務が実施できないと判断した場合は、関係機関（国及び県関係機関・保健所等）と協議し、休校の必要性を判断します。

##### 【県内・市内・地域から感染者が出た場合】

- ① 授業については、教室内の適切な衛生環境を保持したうえで実施します。ただし、隣接した地域から感染者が出た場合は、関係機関（国及び県関係機関・保健所等）と

協議し、発生状況等を検討して休講及び休校の判断をします。

- ② 県内の感染状況が著しく拡大され、3月14日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、県知事より休校措置が発出された場合は休校措置をとります。

## 5 感染した学生への対応について

- (1) 感染した学生及び濃厚接触者と認められた学生への対応について

- ① 感染した学生について

感染が確認された学生は、「学校保健安全法」第19条の規定により出席停止とし、出席停止期間は、「学校保健安全法施行規則」第19条第1項の規定に基づき「治癒するまで」とします。なお、治癒後は出席停止証明書を発行し、出席停止となった学生の当該授業の評価については、課題等を課し学生の不利益とならないように配慮します。

- ② 濃厚接触者と認められた学生について

濃厚接触者と認められた学生は、「学校保健安全法」第19条の規定により出席停止とし、出席停止期間は「感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間」とします（感染者と認められた場合は、上記「①感染した学生について」のとおりとなります）。

- (2) 感染が疑われる場合

次の症状がある学生は、登校せずに「帰国者・接触者相談センター」（鹿児島市保健所 8時30分～17時15分 平日 099-216-1517 /鹿児島市以外に在住の学生は最寄りの保健所）に電話にてご相談ください。

- ① 風邪の症状や発熱がある（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます）。
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

その上で、感染が強く疑われる場合は、大学へ登校しないでください。なお、授業の欠席の取り扱いに関しては、極力不利益にならないように対処します。

なお、登校後に体調の不良を感じた学生は、保健室にご相談ください。

## 6 学生(外国人及び日本人)及び教職員の出入国の対応について

- (1) 現在、海外渡航中の学生及び教職員に対して

**渡航の事実を、至急、大学に連絡してください。**

（学生は学生課、留学生は留学生支援室に連絡してください。）

連絡内容：氏名、所属、学籍番号（学生のみ）、本人連絡先、国内連絡先、渡航日程・行程等

- (2) 日本入国に際して

海外渡航先（滞在先）が、外務省や厚生労働省において、入管法に基づく『入国制限対象地域』や『検疫強化対象地域』などに規定されているのかにより、入国時の対応は違ってきます。下記のリンク先にアクセスし、入国時の外務省や厚生労働省の対応を確認し、各自適切に対処してください。

※文部科学省「世界各国に留学中の日本人学生の皆さんへ」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1405561\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm)

※厚生労働省「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

※厚生労働省「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html))

(3) 海外渡航から帰国した学生に対して

入国時の外務省・厚生労働省等の指示に従い、自宅等で 2 週間の待機を行ってください。

なお、帰国した際は、大学に連絡してください。

(学生は学生課、留学生は留学生支援室に連絡してください。)

自宅待機中の行動に関して、外務省または厚生労働省からの指示があった場合は、その内容を優先し行動してもらいますが、基本的に外出を控え、厳重な健康観察を行ってください。

もし、2 週間の待機中に以下 (1) (2) のような症状があった場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示された医療機関を受診してください。

(1) 風邪の症状や発熱がある。(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます)

(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※帰国者・接触者相談センター (全国都道府県検索)

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html))

※帰国者・接触者相談センター (鹿児島県内検索)

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryuu/kansen/kansensho/coronavirus.html>)

## 7 危機対策本部の設置

(1) 危機対策本部を設置し、総合的に対応しています。

(2) 危機対策本部に事務室(総務部総務課)を置いています。

(3) 新型コロナウイルスの対応に関するお問い合わせは、危機対策本部事務室(総務課：  
Tel.099-261-3211 内線 1112・1113)までお願いします。

## 8 今後の対応

本学の対応については、感染に係る学内外の状況、関係機関の最新の情報等を踏まえて、その都度発出しますので、本学ホームページ及びポータルサイトを注視してください。

令和 2 年 11 月 19 日  
鹿児島国際大学  
学長 大久保 幸夫